令和5年度第1回上越市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時:令和5年7月11日(火)

午後7時~8時30分

会場:福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和 4 年度地域包括支援センターの業務実績について
 - ①業務実績(資料1)
 - ②地域包括支援センターの事業評価について(資料2)
 - (2) 令和5年度地域包括支援センターの業務について(資料3)
 - (3)地域包括支援センターに関する委託契約の更新について(資料4)
- 4 その他
- 5 閉会

令和 4 年度地域包括支援センターの業務実績について

1 高齢者支援業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者の相談業務、実態把握、福祉サービスの調整等の実施

<総合相談支援業務の相談対応実績 延べ件数>

(単位:件)

区分	令和3年度	令和4年度
介護保険	15, 099	20, 107
高齢者や介護者の健康	11, 420	14, 083
医療	7, 402	10, 047
介護方法や介護の悩み	4, 697	5, 921
認知症に関すること	2, 711	3, 943
実態把握	6, 900	6, 910
その他	6, 088	8, 650
計	54, 317	69, 661

(2) 権利擁護業務

虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用支援等の実施

<権利擁護に関する相談対応実績 延べ件数>

(単位:件)

区分	令和3年度	令和4年度
相談件数	1, 256	1, 505
, 		())(111 - 61)

<高齢者虐待の状況>

(単位:件)

· [4 A A A A A A A A A A A A A A A A A A		(+ ± • 1 /
区 分	令和3年度	令和4年度
通告件数	75	86
虐待受理件数	27	38

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員への助言及び日常的な指導活動等の実施

<介護支援専門員に関する相談対応実績 延べ件数>

(単位:件)

区分	令和3年度	令和 4 年度
相談件数	3, 222	6, 045

(4)第1号介護予防支援※1 (介護予防ケアマネジメント)・指定介護予防支援※2 (介護予防支援) 業務

<ケアプラン作成実績 延べ件数>

(単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度	
第1号介護予防支援事業	12, 387	12, 778	
指定介護予防支援	20, 127	20, 932	

※第1号介護予防支援:総合事業(通所、訪問サービス)のみを利用する要支援1・2の人及びチェックリスト対象者に係るプラン作成の業務

※指定介護予防支援:福祉用具レンタルなどの介護予防給付サービスを利用する要支援1・2の人に係るプラン作成の業務

2 障害者等(ひきこもりの人を含む)支援業務

(1) 総合相談支援業務

地域の障害のある人、ひきこもりの人等の相談業務、実態把握、福祉サービスや 制度等の利用に関する調整等の実施

<総合相談支援業務の相談対応実績 延べ件数>

(単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度
健康・医療	2, 412	3, 703
福祉サービスの利用	1,718	2, 712
不安の解消・情緒の安定	1,864	2, 519
家計・経済	1, 324	2, 154
家族関係・人間関係	1, 277	2, 492
障害や症状の理解	685	1, 524
就労	686	1, 494
生活技術	793	1, 206
ひきこもり	377	516
その他	964	1, 786
計	12, 100	20, 106

(2) 権利擁護業務

虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用支援等の実施

<権利擁護に関する相談対応実績 延べ件数>

(単位:件)

区分	令和3年度	令和4年度
相談件数	215	114

3 生活困窮者支援業務(自立相談支援事業)

生活困窮者の抱える各種相談対応及び自立に向けた支援等の実施

<生活困窮に関する相談対応等実績 延べ件数>

(単位:件)

区分	令和3年度	令和4年度
生活困窮に関する相談	4, 633	4, 628

4 地域ケア推進会議、地域ケア個別会議

地域ケア会議を通して社会的資源が有機的に連携することができる環境整備等の実施 <地域ケア会議の実績> (単位:回数)

区分令和3年度令和4年度地域ケア推進会議3134地域ケア個別会議1911

5 その他(市が行う地域包括支援センターに関する取組)

(1) 地域包括支援センター職員を対象とした研修会

開催日時	内容
令和4年5月26日	・認知症について
7744年3月20日	・社会福祉協議会との連携や協働について
	・介護予防と重症化予防の取組について
8月19日	・介護予防のための地域ケア個別会議について
	・介護予防ケアマネジメントについて
	・在宅医療・介護連携推進協議会について
10月19日	・各部会の活動報告及び今後の活動について
	・対人援助スキルアップ研修
12月16日	・アセスメントの視点について(障害)
令和5年1月19日	・成年後見制度の必要性について
77413 41 月 19 日	・市長申立の判断基準について
	・令和4年度地域包括支援センターの業務実績状
3月6日	況について
	・地域ケア会議について
	・令和5年度の重点取組業務について

(2) 地域包括支援センター管理者意見交換会

開催日時	内容
	・介護予防・重度化防止のために必要な取組や体
	制について
令和4年9月29日	・第1号介護予防支援・指定介護予防支援におけ
	るプランの件数について
	・実態把握業務について

- (3) 地域包括支援センター障害・ひきこもり支援担当職員による支援検討会
 - •月1回実施
 - ・情報共有や意見交換、事例検討等を実施した。
- (4) 生活困窮者自立支援事業支援調整会議
 - •月1回実施
 - ・情報共有や意見交換、事例検討等を実施した。
- (5) 地域包括支援センター巡回訪問
 - ・業務の進捗状況の確認や、事務連絡などを行った。
 - ・令和4年6月は対面で、令和5年1月はオンラインで実施した。

地域包括支援センターの事業評価について

1 事業評価の目的

地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、 地域包括支援センターごとの業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏ま えて、必要な改善を図る。

2 調査の種類

種類	設問数	回答者
市町村指標	59 問	すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課
センター指標	55 問	市内 11 地域包括支援センター

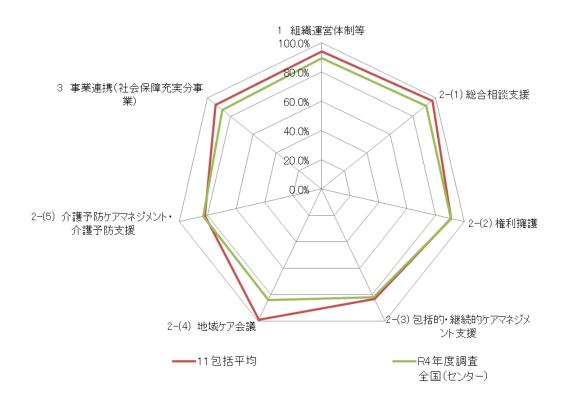
[※]全国で統一した調査票であり、平成30年度から開始。

3 評価指標

項目	内容
1 組織運営体制等	・3 職種の配置や平日以外の相談窓口の設置、住民に対
	する事業所の周知、個人情報の管理、苦情対応等利用
	者満足の向上等に関すること。
2-(1)総合相談支援	・地域における情報や資源の管理、市に対する相談実績
	の報告や記録の管理等に関すること。
2-(2)権利擁護	・高齢者虐待対応や、消費者被害、成年後見制度等に関
	する関係機関との連携等に関すること。
2-(3)包括的·継続的	・介護支援専門員への研修会の企画・開催や相談事例の
ケアマネジメント支	管理など、介護支援専門員に対する支援等に関するこ
援	と。
	・地域住民に対する介護予防・自立支援に関する意識啓
	発や地域支援等
2-(4)地域ケア会議	・地域ケア個別会議、地域ケア推進会議において、自立
	支援・重症化予防の観点から個別事例の検討や地域課
	題の検討、市への報告等に関すること。
2-(5)介護予防ケアマ	・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプラ
ネジメント・介護予防	ンにおいて、インフォーマルな資源の検討や導入、居
支援	宅介護支援事業所に委託した際の、台帳への記録・管
	理等に関すること。
3 事業間連携(社会	・医療関係者との事例検討会や研修会、認知症初期集中
保障充実分事業)	支援チームとの情報共有、生活支援コーディネーター
	との協議等に関すること。

4 令和 4 年度事業評価

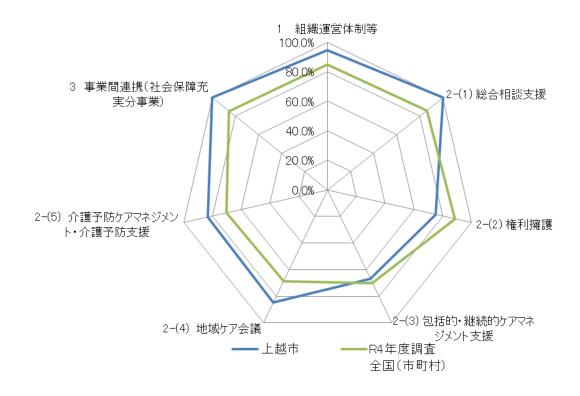
- (1) 地域包括支援センター(以下、センター)の事業評価
 - ①当市における地域包括支援センターの平均値と全国の平均値との比較



- ②評価が全国平均より上回った項目について(主な項目)
 - ア) 地域ケア会議
 - ・多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。
- ③評価が全国平均より下回った項目について
 - ア)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
 - ・セルフマネジメントの支援の手法が市町村から示されていなかった。

(2) 設置主体である市町村の事業評価

①上越市と全国の市町村平均値との比較



②評価が全国平均より上回った項目について(主な項目)

ア)組織運営体制

・センターに対し、運営方針を示すとともに、センター職員を対象とした研修計画を 策定し、年度当初までにセンターに示した。

イ)地域ケア会議

・地域の医療・介護・福祉等の関係者に、地域ケア会議の開催計画を周知した。

③評価が全国平均より下回った項目について

ア) 権利擁護業務

・消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っていなかった。

イ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等は行ったが、センターへの情報提供を行っていなかった。

令和5年度地域包括支援センターの業務について

1 令和5年度における重点取組「自立支援に向けた対応力の向上」

2 取組内容

自立支援に資するアセスメントの視点の醸成、及び早期発見・早期対応による 介護予防の取組を推進するため、地域包括支援センター職員を対象とした研修会や 事例検討会を開催する。

3 令和5年度地域包括支援センター研修計画

月日	内 容	講師
	認知症の早期支援に向けた医療	・認知症疾患センター
5月22日	との連携について	川澄 幸子 氏
		・当センター
7月19日	障害者支援について	・社会福祉法人みんなでいきる
7月19日		片桐 公彦 氏
8月15日	介護予防について	• 医療経済研究機構
0月10日		服部 真治 氏
11月14日	権利擁護について	・当センター
令和6年	在宅医療・介護連携推進事業に	・対人支援スキルアップ部会
1月23日	ついて	・刈八文後へイルノツノ部云
3月5日	地域包括支援センターの取組に	・当センター
3月3日	ついて	

4 その他(情報交換や事例検討等)

- ○地域包括支援センター障害・ひきこもり支援担当職員による支援検討会
- ·月1回実施予定
- ・情報共有や意見交換、事例検討等
- ○生活困窮者自立支援事業支援調整会議
- ·月1回実施予定
- ・情報共有や意見交換、事例検討等
- ○地域包括支援センター巡回訪問
- 年3回予定
- ・業務の進捗状況の確認や、事務連絡など
- ○地域包括支援センター管理者意見交換会
- 適宜実施

上越市地域包括支援センター運営事業委託 <募集要項>

令和5年6月

上越市

事務局:上越市健康福祉部すこやかなくらし包括支援センター

住 所:上越市寺町2丁目20番1号(福祉交流プラザ2階)

電 話:025-526-5623

F A X: 025-523-1218

電子メール: sukoyaka@city. joetsu. lg. jp

第1章 募集の概要

1 募集の趣旨

介護保険法(以下、「法」という)に基づく地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的に市が設置する地域包括ケアシステムの中核となる機関です。

当市では、市内を11のエリアに分け、それぞれのエリアに「拠点」となるセンターを 設置するとともに、13区のうち拠点の無い区については「サテライト」を各1か所設置 しています。

さらに、令和2年度からは、運営事業の業務に、上越市独自の取組として、障害のある 人やひきこもりの人、生活困窮にある人等への包括的な相談支援を行う機能を加えてい ます。

令和6年4月1日以降(次期)の上越市地域包括支援センター(以下、「センター」という。)運営事業を委託する事業者の募集に当たり、次期委託期間においては、高齢者人口の増加状況やセンターの機能強化のため、現在の11エリアから12エリアに変更するとともに、一部のエリアを除いて機能強化担当職員を配置することとしており、このたび、本要項に記載する業務を確実に実施できる事業者を公募します。

2 地域等の状況

当市の高齢化率は33.4%(令和4年10月現在の住民基本台帳人口より)であり、令和4年10月現在の人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来推計人口の計算に準じて行った推計では、令和7年に高齢者人口のピークを迎え、令和12年には後期高齢者人口がピークとなる見込みです。

また、令和3年における軽度者の調整済みの介護認定率が県より1.1ポイント高い実態(厚生労働省「介護保険事業状況報告」等より)にあります。

今後、後期高齢者が増えていく状況の中で、医療と介護、福祉等の連携による介護予防 や介護の重度化防止等の取組を着実に行っていくことが必要になっており、高齢者の相 談支援の窓口となるセンターが担う役割はますます重要になっていきます。

さらに、地域における人と人とのつながりが希薄になり、頼れる人が身近にいなくなってきている中、経済的に困っている上に、福祉サービスの利用につながらないなどの複合的な課題を抱える世帯や、各種制度の狭間にいる人に関する事案が顕在化しており、長期的な支援が必要となっています。

3 センター運営における主な変更点及び強化・推進する取組

(1) 主な変更点

- ・センターのエリアについては、現行の「春日・有田区」エリアを「春日区」エリアと「有田区」エリアに分割し、12 エリア(他の10 エリアについては変更なし)とします。(それぞれのエリアに「拠点」となるセンターを設置することや、13 区のうち拠点の無い区には、「サテライト」を設置することについては変更なし)
- ・専門職1人当たりの高齢者人口が一定数を超えるエリアに、第1号介護予防支援(法第115条の45第1項第1号二)を主に行う「機能強化担当職員」を1人加えて配置するとともに、市委託料で配置する3職種等が作成する指定介護予防支援(法第115条の22)及び第1号介護予防支援(以下、「予防プラン」という。)の上限数を設定し、3職種が包括的支援事業に専念できる体制を整備します。

(2) 強化・推進する取組

地域の状況や変更点等を踏まえ、今後、下記の取組について強化・推進していきます。

- ・介護保険の理念である「尊厳の保持」と「自立支援」を実現するために、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ります。
- ・認知症やフレイル、うつ傾向など、高齢者等の生活上の様々な課題を早期に発見し、 早期に支援を行います。
- ・介護及び障害福祉サービスに限らず、地域における様々な社会的資源を把握し、社会的資源の有機的な連携を自立支援に活用します。

4 業務内容

委託事業者が行う業務は、令和6年度上越市地域包括支援センター運営事業委託仕様書 (案)(別紙)等のとおりです。

各業務に関しては、関係法令を遵守するとともに、最新の「地域支援事業実施要綱(厚生労働省老健局長通知)」、「地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省担当課長通知)」及び「地域包括支援センター運営マニュアル3訂(一般財団法人長寿社会開発センター発行)」等に基づき実施することとします。

※ 法令などの改正等により、業務内容が変更となる場合があります。

5 募集エリアの高齢者人口

(単位:人)

エリア番号	担当地域	令和 4 年 10 月	令和 11 年(推計)
1	高田区1※	5, 322	4, 993
2	金谷区、三郷区	4, 841	4, 857
3	高田区2※、和田区	6, 045	5, 880
4	新道区、諏訪区、津有区、高士区	5, 111	5, 127
5	春日区	4,850	5, 327
6	有田区	3, 568	3, 754
7	直江津区1%、八千浦区、保倉区、北諏訪区	4,779	4, 570
8	直江津区 2※、谷浜・桑取区、名立区	5, 652	5, 452
9	大潟区、頸城区	5, 878	5, 989
10	柿崎区、吉川区	5, 239	5, 044
11	安塚区、浦川原区、大島区、牧区	3, 908	3, 594
12	中郷区、板倉区、清里区、三和区	6, 765	6, 569

※地域自治区内でエリアが分かれる地域

高田区1	大手町、本城町、本町 3~7、北本町 1~4、仲町 3~6、寺町 2·3、大町 3~5、 西城町 1~4、北城町 1~4、東本町 1~5、幸町、栄町、新町、高土町 1·2
高田区 2	南本町 1~3、南城町 1~4、本町 1·2、仲町 1·2、大町 1·2、東城町 1~3、寺町 1、 南新町、南高田町
直江津区1	西本町 1~3、御幸町、あけぼの、四ツ屋、旭区、横町、本町、荒川町、天王町、 福永町、沖見町、塩浜町、浜町、住吉町、港町 1・2、市之町
直江津区 2	東雲町 1・2、栄町 1・2、石橋、石橋 1・2、新光町 3、五智 1~6、アシスト上越マンション、 五智新町、虫生岩戸、国府 1~4、小丸山団地、加賀町

- ※ 令和4年10月人口:住民基本台帳人口より
- ※ 令和11年(推計): 令和4年10月現在の人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来推計人口の計算方法に準じて推計

6 人員体制等

(1) 職員の配置

人員体制については、下記のとおり職員を配置することとします。

- ア 包括的支援事業<法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号~第 3 号、法第 115 条の 45 第 1 項 第 1 号二>
 - (ア) 3職種及びサテライトの社会福祉士の配置
 - ・ 「拠点」においては、3 職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)を それぞれ1人以上常勤として配置し、エリア全体をカバーする体制を構築する とともに、13 区のうち拠点の無い区には「サテライト」を設置し、常勤の社会 福祉士1人を配置することとします。

なお、3 職種の確保が困難な場合は、これらに準ずる者として、平成 30 年 5 月 10 日付け厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営」に掲げる者を配置できることとします。

- ・上記の3職種等のうち1人を限度に、育児・介護休業法に基づく措置が講じられた週30時間を超える短時間勤務職員を常勤職員としてカウントすることを認めます。(ただし、事前協議が必要)
- (イ)【新規】機能強化担当職員の配置(市の独自事業)
 - ・(ア)の3職種等に加え、エリア番号1~10の拠点には、<u>常勤の「機能強化担当職員」1人を配置することとします。</u>この職員は主に<u>第1号介護予防支援を担うこととし、業務に支障の無い範囲で、各センターの状況に応じ、包括的支援</u>事業の業務量確保につながる、3職種等の補助的業務を行うこととします。
 - ・機能強化担当職員の資格要件については、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てることとします。
 - ①3 職種(準ずる者含む) ※上記(ア)参照
 - ②介護支援専門員
 - ③ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事
 - ・ なお、常勤の機能強化担当職員の配置が困難な場合は、包括的支援事業の業務 量を確保する対策を講じることを要件に、非常勤職員での配置を認めることと します。(ただし、事前協議が必要)
- イ 障害者等相談支援事業(市の独自事業)及び生活困窮者自立相談支援事業(生活困 窮者自立支援法第3条第2項)(以下、「障害者等相談支援事業等」という。)
 - (ア) 社会福祉士等の配置

障害者等相談支援事業等を担当する常勤の社会福祉士又は精神保健福祉士 1 人 を配置することとします。

【表1】募集エリア及び担当地域、配置職員数

121				以只数				
エリア	担当地域	拠	サテ	配置職員数(人)				
番号		点	ライト	包括的支援事業			障害•	計
		数	数	3 職種	サテライト	(新)機能強	生活困窮	
						化担当職員	事業	
1	高田区1	1		3		1	1	5
2	金谷区、三郷区	1		3		1	1	5
3	高田区 2、和田区	1		3		1	1	5
4	新道区、諏訪区、 津有区、高士区	1		3		1	1	5
5	春日区	1		3		1	1	5
6	有田区	1		3		1	1	5
7	直江津区1、 八千浦区、保倉区、 北諏訪区	1		3		1	1	5
8	直江津区 2、 谷浜·桑取区、名立区	1	1	3	1	1	1	6
9	大潟区、頸城区	1	1	3	1	1	1	6
10	柿崎区、吉川区	1	1	3	1	1	1	6
11	安塚区、浦川原区、 大島区、牧区	1	3	3	3		1	7
12	中郷区、板倉区、 清里区、三和区	1	3	3	3		1	7

ウ 指定介護予防支援事業(法第115条の22)等

- ・ 指定介護予防支援(要支援1・2)等に係るケアマネジメント業務を担当する職員として、1人以上の職員を配置します。
- ・ なお、当該職員が「予防プラン」を作成した場合に、別に支払われる介護報酬及 び第1号介護予防支援に係る委託料収入(以下、「介護報酬等」という。)につい ては、指定介護予防支援事業者の収入として管理し、当該職員については介護報 酬等を財源に雇用することとなります。

(2) センターの管理責任者の配置

・ センターの管理責任者を定めるものとします (市に報告を要する)。なお、管理責任者は3職種等の職員が兼務できることとします。

(3)「予防プラン」作成の上限数(月)の設定

市運営委託料(包括的支援事業、障害者等相談支援事業等)を財源とする「3職種、機能強化担当職員等」が行う「予防プラン」の作成件数(外部委託除く)については、以下のとおり上限数を定めることとします。

なお、これら職員が作成した「予防プラン」の実績に応じて得た介護報酬等の取り扱いについては、P10の(3)を参照してください。

【表2】エリア別市委託料を財源に配置する職員の「予防プラン」作成上限数(月)*外部委託除く

区分	エリア番号 1~7, 11~12	エリア番号8~10
プラン作成上限数	50 件	60 件

[※]本上限数を超え、作成せざるを得ない場合は、事前協議が必要

【表3】「予防プラン」作成数実績(令和4年10月分)

(単位:件数)

_	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
		直営			外部委託			
エリア 番号	担当地域	指定介 護予防 支援	第1号 介護予 防支援	計	指定介 護予防 支援	第1号 介護予 防支援	計	計
1	高田区1	22	85	107	107	95	202	309
2	金谷区、三郷区	55	43	98	86	29	115	213
3	高田区2、和田区	38	52	90	120	67	187	277
4	新道区、諏訪区、 津有区、高士区	47	57	104	56	25	81	185
5	春日区	67	97	164	112	55	167	331
6	有田区	07	91	104	112	99	107	331
7	直江津区1、 八千浦区、保倉区、 北諏訪区	32	54	86	97	39	136	222
8	直江津区 2、 谷浜·桑取区、 名立区	69	88	157	72	31	103	260
9	大潟区、頸城区	110	53	163	118	42	160	323
10	柿崎区、吉川区	136	49	185	44	4	48	233
11	安塚区、浦川原区、 大島区、牧区	92	26	118	46	9	55	173
12	中郷区、板倉区、 清里区、三和区	80	29	109	147	39	186	295

[※] 地域包括支援センター業務実績報告書(令和4年10月分)

7 設置場所等

- ① センターの設置場所は、交通の便がよく、気軽に入れる場所とするとともに、駐車場や駐輪場等のスペースを確保し、バリアフリーに十分配慮してください。
- ② センターの建物の外部には看板等を設置して、地域住民に所在が分かるようにしてください。また、複数の機能を持つ建物内にセンターを設置する場合は、当該建物の入口からセンターの受付窓口までの行き方を示す配置図等を表示するなど、市民が迷わず来所できるような対策を講じてください。
- ③ センター内には、事務室及び相談者のプライバシーが確保できる相談室を設けてください。また、軽易な相談でも対応可能な受付カウンターを設置するなど、気軽に来所し、相談ができる環境づくりに努めるとともに、感染症等が流行している場合でも、来所面談の受入れができるよう配慮をしてください。
- ④ 事務室には、机、椅子、施錠できる書類保管庫のほか、専用の固定電話・FAX、パソコン(Word、Excel、セキュリティ機能等を確保)・プリンターを設置するとともに、専用の電子メールアドレスを保有してください。
- ⑤ 上記①~④などの設置等に要する経費は、委託事業者が負担することとします。また、 設備類に関する契約等に市は関与しません。
- ⑥ 拠点、サテライト施設については、状況に応じ市施設(例:総合事務所、保健センター等)の賃貸借が可能です。

8 業務対応時間

(1) 窓口開設日·開設時間

ア 窓口開設日

月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く。)

イ 窓口開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- ※ 委託事業者が希望する場合は、窓口開設日及び開設時間について、上記の枠を超えて設定することを可能とします。(ただし、事前協議が必要)
- (2) 窓口開設日・開設時間以外の対応

窓口開設日・開設時間以外についても、受電できる体制を整備するとともに、緊急の相談等に24時間対応できるようにしてください。

9 委託期間等(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

本契約は単年度の契約ですが、センターの委託事業者と利用者又は他事業所等との信頼関係の構築や運営の安定性を考慮し、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間は同一事業者に委託するものとします。(ただし、毎年度、市議会の議決が必要になります。)

(留意事項)

- ・法及びこれに関連する政省令、本要項等に定めのある事項に違反した場合など、著 しい不適切な事実があれば、地域包括支援センター運営協議会の意見等を踏まえ、 委託契約を締結しない場合があります。
- ・上記期間において、法等の改正や社会情勢の変化等により見直しが必要な状況が生 じた場合は、必要に応じ仕様書等の内容を変更することがあります。

10 設置運営の財源

運営財源については、市からのセンター運営事業委託料(以下、「市委託料」という。) 及び介護報酬等(指定介護予防支援、第1号介護予防支援)となります。

「包括的支援事業」、「障害者等相談支援事業等」及び「指定介護予防支援事業等」については、それぞれ会計を明確に区分し、経理に関する帳簿等必要な書類を整備してください。

市委託料と介護報酬等の運営財源の見込積算額については、以下のとおりです。

(1) 市委託料

ア 包括的支援事業

区分	職種		一人当たり基準額	事務事業費
	3	保健師	5, 000	
	職	社会福祉士	5,000	4,600
拠点	種	主任介護支援専門員	5, 000	
	機能	 能強化担当	4, 500	300
サテライト	社会	会福祉士	5, 000	1,000

(単位:千円)

(単位:千円)

※ 高齢者の実態把握訪問に係る費用は、「事務事業費」に含み定額を計上

イ 障害者等相談支援事業等

区分職種一人当たり基準額事務事業費障害者等相談支援事業
生活困窮者自立相談支援
事業
(※一部課税事業のため、消費税含む)社会福祉士
精神保健福祉士5,250315

ウ その他

退職又は休職等に伴い配置基準を充たすことが出来ない場合や、育休時短等により時短職員の配置となる場合などは、上記の委託料基準額をもとに、配置実績に応じた日割り及び時間割計算を行い、委託料を減算することとします。

(2)「予防プラン」に係る報酬等

ア 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第 129 号(平成 18 年 3 月 14 日)) の定めのとおりとします。

イ 第1号介護予防支援事業

令和5年度現在の単価は以下のとおりです。

【表4】令和5年度第1号介護予防支援に係る1件当たりプラン収入

ケアマネジメント区分	収入(円)
原則的なケアマネジメント	
介護予防ケアマネジメントA	4, 380
介護予防ケアマネジメントA・初回	7, 380
介護予防ケアマネジメントA・委託連携	7, 380
介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	10, 380
簡略化したケアマネジメント	
介護予防ケアマネジメントB	3, 070
介護予防ケアマネジメントB・初回	6, 070
介護予防ケアマネジメントB・委託連携	6, 070
介護予防ケアマネジメントB・初回・委託連携	9, 070
初回のみのケアマネジメント	
介護予防ケアマネジメントC	1,000
市独自加算	
介護予防ケアマネジメント市保健師・栄養士連携加算	500

※ 指定居宅介護支援事業者に「予防プラン」の作成を外部委託する際の委託料については、業務の効率化・簡素化を図る観点から、統一することが必要だと考えています。委託候補事業者決定後、協議する機会を設ける予定です。

(3) 介護報酬等の事前調整

市委託料の概算見込額は、上記(1)基準額等の積み上げの計(調整前市委託料①)から、3職種等が作成する「予防プラン」上限数に係る介護報酬等(収入調整額②)相当額を予め差し引いた額をもって、総価契約により決定する委託料額(調整後委託料)とします。

※介護報酬等(収入調整額②)相当額(年額):

P6【表 2】プラン作成上限数(月)×3,070円(P9・表 4 中の「介護予防ケアマネジメントB」と同額)×12月

なお、「予防プラン」の作成実績が月の上限数を下回っても、委託料の補填(追加 支給)は行いませんが、月の上限数を超える場合は、事前協議により状況等を確認し た上で、原則として年度末に精算を行うこととします。

【表 5】 令和 6 年度のエリア別・市委託料の概算見込額(年) (単位:千円)

						,
エリア番号	担当地域	拠点	サテラ イト数	調整前市委託料①	収入 調整額②	調整後委託料①-②
1	高田区1	1	-	29, 965	1,842	28, 123
2	金谷区、三郷区	1	-	29, 965	1,842	28, 123
3	高田区 2、和田区	1	-	29, 965	1,842	28, 123
4	新道区、諏訪区、 津有区、高士区	1	-	29, 965	1,842	28, 123
5	春日区	1	_	29, 965	1,842	28, 123
6	有田区	1	-	29, 965	1,842	28, 123
7	直江津区1、八千浦区、 保倉区、北諏訪区	1	-	29, 965	1,842	28, 123
8	直江津区 2、 谷浜·桑取区、名立区	1	1	35, 965	2, 210	33, 755
9	大潟区、頸城区	1	1	35, 965	2, 210	33, 755
10	柿崎区、吉川区	1	1	35, 965	2, 210	33, 755
11	安塚区、浦川原区、 大島区、牧区	1	3	43, 165	1,842	41, 323
12	中郷区、板倉区、 清里区、三和区	1	3	43, 165	1,842	41, 323

[※] 上記の市委託料は市議会の議決前のものであり、市委託料の確定については、毎年度、市議会の議決が必要になります。

第2章 応募について

1 応募の登録

「上越市地域包括支援センター運営事業委託・事業者応募登録及び説明会参加申込用紙」 にて登録を行い、かつ、以下の説明会に参加することを応募の条件とします。

未登録又は説明会に不参加の場合は、応募を認めません。

2 応募条件

上越市内に事業所がある事業者に限ります。委託する業務等を公正・中立かつ効果的・ 効率的に実施できる事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 応募エリア内において、令和6年4月1日からセンター業務を開始できること
- ② センターの開設までに、指定介護予防支援事業者の指定を受けること
- ③ 介護保険法第115条の22第2項の規定のいずれにも該当しない事業者であること
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しないものであること
- ⑤ 会社更生法及び民事再生法等により手続きをしている事業者でないこと
- ⑥ 事業者及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する団体又は構成員でないこと
- ⑦ 直近2か年度分の市税(法人市民税、固定資産税)を滞納していないこと

3 失格事由

次の要件に該当した場合は、審査・選定の対象から除外します。

- ① 上記2の「応募条件」を満たさない場合
- ② 選定に関する不当な要求等を市に申し入れた場合
- ③ 令和5年7月5日(水) 開催の説明会に参加しなかった場合
- ④ 市への提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 受付期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ⑥ その他、不正行為があった場合

4 応募の制限について

センターの運営を適正かつ確実に実施していただくため、<u>1事業者につき応募は2エリアまでとします。</u>

5 事業者説明会

応募予定事業者は、必ず参加してください。

- (1) 日 時 令和5年7月5日(水)午前10時から午前11時30分
- (2) 場 所 上越市教育プラザ 3階 大会議室(上越市下門前1770番地)
- (3) 参加人数 1事業者3人までとします

6 応募登録方法

(1) 応募登録及び説明会参加申込について

「上越市地域包括支援センター運営事業委託・事業者応募登録及び説明会参加申込用紙」に記入し、応募者が以下のとおり<u>直接持参又は電子メール</u>でお申込みください。

ア 受付期間

<u>令和5年6月16日(金)午前8時30分から令和5年6月27日(火)午後5時</u>15分まで

※ただし、直接持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日を除く)

イ 提出先

上越市健康福祉部すこやかなくらし包括支援センター (福祉交流プラザ2階/上越市寺町2丁目20番1号)

電子メール: sukoyaka@city. joetsu. lg. jp

(2) 資格審査書類及び提案書の提出

応募を希望する事業者は、エリア毎に以下の書類を作成し、上越市健康福祉部すこや かなくらし包括支援センターまで提出してください。

なお、委託業務の一部について、第三者に再委託をする必要があるときは、あらかじめ提案書の様式「6-①」等に再委託の内容を明記してください。

ア 資格審査書類(2部提出(正本1部、コピー1部))

様式番号	書類名称
様式1	上越市地域包括支援センター運営事業委託・募集要項資格確認書
様式2	誓約書
_	定款
_	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※直近3か月以内に発行されたもの
任意様式	役員名簿(役職、氏名、年齢、任期、他事業者と兼務している場合の兼務先)
-	市税(法人市民税、固定資産税)の納税証明書(直近2か年度分の納税証明書) ※ 非課税の場合は、その旨を記載した申立書(任意様式)
任意様式	収支予算計画書 (令和5年度) ※事業者の経営状況を把握します。
任意様式	決算書(直近3か年度分の貸借対照表、損益計算書) ※事業者の経営状況を把握します。

イ 提案書 (13 部提出(正本1部、コピー12部))

様式番号	書類名等			
様式3	上越市地域包括支援センター運営事業委託・提案書提出届			
様式4	事業者としての姿勢・活動実績			
様式 5	応募の動機と地域理解			
様式6	センターの運営方針・運営体制			
様式7	事業の理解と取組姿勢			
様式8	職員の確保と定着			
様式9	職員の育成			
様式 10	センターの設置場所・設備			
様式 11	令和6年度地域包括支援センター収支予算計画書 ※任意様式可			

ウ 提出に当たっての留意点

- ① 提出書類は、原則として A4 判(A3 判折込可)とします。
- ② 「資格審査書類」及び「提案書」の正本1部をA4判縦型ファイル(紙ファイル:ファイルの色は自由)1冊(左綴じ)にまとめ、表紙及び背表紙には事業者名と希望するエリア番号を明記し提出してください。インデックスは「様式〇」(様式にないものは「様式名称」)と記してください。
- ③ <u>上記のほかに、「資格審査書類」のコピー1部、「提案書」のコピー12部</u>をそれぞれ②と同じ方法で、ファイリングし、提出してください。
- ④ 公平性を期するために、枚数が限定されている様式については、必ず枚数を守ってください。
- エ 資格審査書類及び提案書受付期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月31日(月)まで(土日祝日を除く)

才 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

カ 提出場所

上越市健康福祉部すこやかなくらし包括支援センター (福祉交流プラザ2階/上越市寺町2丁目20番1号)

※事前に電話連絡の上、直接持参してください

電話:025-526-5623

- キ 提出にあたっての留意点
 - ①提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
 - ②市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できるものとします。

(3) 受付の取消し

提出日から委託候補事業者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を取消し、選定の対象から除外します。

- ①応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ②応募の可否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が、直接、間接的に当 市職員と接触を持った場合

7 質問事項

質問事項がある場合は、「上越市地域包括支援センター運営事業委託・事業者募集に関する質問票」に記入の上、 $\frac{6\pi 5 \mp 6 \int 27 \cdot 10}{10}$ (火) 午後 5 時 15 分までに上越市健康福祉部すこやかなくらし包括支援センターに直接持参又は電子メールで提出してください。受け付けた質問は、説明会の「Q&A資料」で回答します。

なお、口頭による質問は受け付けませんので、ご了承ください。

第3章 委託候補事業者の選定及び決定について

1 委託候補事業者の選定

(1) 上越市地域包括支援センター事業者選定委員会

委託候補事業者の選定については、「上越市地域包括支援センター事業者選定委員会 (以下、「選定委員会」という。)」を開催し、実施します。

選定委員会委員は、地域包括支援センター運営協議会委員からの選出委員、財務精 通者及び市職員で構成しています。

また、二次選定の前に、選定委員から事業者と直接的な利害関係のないことを確認する宣誓書の提出を受け、公平性を期すこととします。

(2) 受託候補事業者の選定手続き

一次選定と二次選定を行います。

アー次選定

- 事務局において書類の不備、応募条件等を確認します。
- ・選定委員が「評価項目 (P15の(3))」に従い、事前の書類審査を行います。

イ 二次選定

- ・ 選定委員会を開催し、エリア毎に応募事業者によるプレゼンテーションを行います。
- ・提案の内容について、「評価項目」に基づき委員による質疑及び採点を行います。
- ・ 採点の結果、基準点数を上回る事業者を委託候補事業者として選定します。 (複数の候補者がある場合は、点数による順位付けを行います。)

なお、プレゼンテーションの日時等については、応募者に対し別途通知します。

(3) 評価項目

評価項目と配点は以下のとおりです。

	評価区分	評価項目	配点
ア	事業者としての姿 勢・活動実績	① 事業者(法人)の基本理念・運営方針、沿革、 運営状況② 高齢者関連事業の活動実績③ 事業者としての特筆したい取組	- 15 -
イ	応募の動機と地域 理解	① 応募の動機② 地域特性を踏まえた対応策	10
ウ	センターの運営方 針・運営体制	① センターの運営方針・運営体制② 事業者本部としてのセンターの管理体制③ 公正・中立性の確保④ 個人情報保護⑤ 緊急時等における 24 時間対応の体制⑥ 苦情処理	30
工	事業の理解と取組 姿勢	① 包括的支援事業② 地域ケア会議③ 在宅医療・介護連携推進事業④ 認知症総合支援事業⑤ 障害者等相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業⑥ 多職種協働によるネットワークの構築	30
オ	職員の確保と定着	 職員配置の見通し 職員確保の体制 職員定着に向けた取組 	20
力	職員の育成	① 職員の育成	5
牛	センターの設置 場所・設備	 ① 設置場所 ② 設備 	10
		合 計	120

2 委託候補事業者の決定

市長が選定委員会の報告を踏まえ、委託候補事業者を決定します。

第4章 留意事項について

- ① センターの運営に当たっては、委託事業者自らの責任において、仕様書、介護保険法などの法令やその他関係政省令等を遵守してください。
- ② 応募書類等の作成に必要な費用、提出に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- ③ 提出期限以降の応募書類の差替え及び追加はできません
- ④ 提出された書類中の個人情報等は、本件以外に使用しません。
- ⑤ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑥ 事業者の応募がない場合又は、事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うこが あります。
- ⑦ 本要項に記載する市委託料は、市議会の議決前のものであり、市委託料の確定については、毎年度、市議会の議決が必要になります。
- ⑧ 委託候補事業者に決定した事業者は、市と協議の上、令和6年4月1日から事業を実施するため、契約に向けた準備を進めます。なお、令和6年4月1日からの開設に向け、必要となる準備等に係る費用は委託候補事業者の負担とします。

第5章 運営開始までのスケジュール

区分	期日
応募登録及び説明会申込	令和5年6月16日(金)~令和5年6月27日(火)
質問受付	令和5年6月16日(金)~令和5年6月27日(火)
事業者説明会	令和5年7月5日(水)
資格審査書類及び提案書の受付	令和5年7月10日(月)~令和5年7月31日(月)
プレゼンテーション	令和5年8月
委託候補事業者決定通知	令和5年9月上旬
実施詳細協議調整	令和5年10月~令和5年12月
新旧事業者間引継	令和6年1月~令和6年3月末
運営開始	令和6年4月1日(月)